

いわての学び希望基金私立高等学校教科書購入費等給付要綱

(目的)

第1 この要綱は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した生徒及び保護者等（保護者及び学資を負担している者をいう。以下同じ。）に対し、高等学校における修学の支援を目的として給付するいわての学び希望基金私立高等学校教科書購入費等給付金（以下「給付金」という。）についての申請手続き等について定めるものとする。

(対象者)

第2 給付金の給付の対象となる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岩手県内の私立高等学校（専攻科を除く。）に在学している者
- (2) 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円未満である者
- (3) 次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下イ及びウにおいて同じ。）の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 住居の流失
 - エ 保護者等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの
 - オ 警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年4月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付で避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き

(給付金の種類及び金額)

第3 給付金は、次に掲げるものについて、その全部又は一部を給付する。

- (1) 教科用図書の購入費
- (2) 高等学校の入学に要する経費
- (3) 修学旅行費

2 給付金額は、前項第1号については15,000円、同項第2号については250,000円、同項第3号については当該旅行費用（生徒及び保護者等が負担する額に限る。）とする。

(給付期間)

第4 給付金は、年度ごとに給付決定を行うこととし、第3第1項第1号は年度ごと（同項第2号を給付する年度を除く。）に、同項第2号は入学（転学を含む。）年度に、同項第3号は修学旅行実施年度の年度に給付するものとする。

(給付の制限)

第5 第3第1項第2号及び第3号の給付金は、在学中において1回限りとする。

(給付の申請)

第6 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、給付を受けようとする年度の別に定める期日までに、様式第1号による給付申請書に第2第2号及び第3号であることを証明する

書類並びに在籍する学校の設置者（以下「学校設置者」という。）が申請者に代わって給付金を受領する旨（以下「代理受領」という。）の委任状その他知事が必要と認める書面を添付して、学校設置者を經由して知事に提出しなければならない。

（給付等の決定通知）

第7 知事は、第6の規定による申請に基づき、給付金を給付することを決定したときは、当該申請者に対して、様式第2号イによる給付決定通知書により、また、給付しないことを決定したときは、同じく様式第2号ロによる不支給決定通知書により学校設置者を經由して通知するものとする。この場合、知事は、学校設置者に対し様式第3号による給付決定一覧表を送付するものとする。

（給付金代理受領額の請求及び支払）

第8 学校設置者は、別に定める期日までに、設置する私立高等学校に在学するすべての給付決定者の給付額の合計額のうち未受領額について、様式第4号による代理受領金請求書に様式第3号を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による代理受領金請求書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、請求額を学校設置者に支払わなければならない。

3 学校設置者は、第2項の支払があった時は、速やかに給付決定者に対して給付決定額を支払うとともに、様式第5号による領収書を徴さなければならない。この場合、様式第3号による支払実績一覧表にその旨を記載するものとする。

（支払完了報告）

第9 学校設置者は、当該年度に係る給付決定者への支払が全て完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第6号による給付金支払完了報告書、第8第3項の規定により徴した様式第5号及びその他の書類（以下「完了報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

（額の確定等）

第10 知事は、第9の完了報告書等の提出を受けたときは、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、様式第7号による確定通知書により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、学校設置者に支払うべき金額を確定した場合において、既にその額を超える金額が支払われているときは、学校設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（返還命令）

第11 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、学校設置者に支払った代理受領金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合、学校設置者は、給付決定者から当該金額の全部又は一部の返還を求めてはならない。

(1) 学校設置者が、法令、本要綱又は法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

(2) 学校設置者が、代理受領金を給付決定者への支払以外の用途に使用した場合

(3) 学校設置者が、給付金及び代理受領金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(4) 知事から学校設置者への支払が完了した後に生じた事情の変更等により、給付金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として返還を命ずる場合には、

学校設置者に対し、当該命令に係る代理受領金を学校設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき金額を学校設置者が納付する日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 3 第1項の規定に基づく返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第10第3項及び第4項の規定を準用する。

(代理受領金の経理)

第12 学校設置者は、代理受領金の経理についての帳簿を備え、代理受領金とそれ以外との経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、代理受領金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 学校設置者は、当該代理受領金に係る収入支出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月17日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月21日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年5月14日から施行し、平成26年度分の事業から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第2第2号の規定は、平成26年4月1日以降に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月9日から施行し、令和2年度の事業から適用する。